

## ● 法人が支払う退職金について

退職金等の、法人税・個人所得税・相続税をまとめると以下の通りとなります。

	法人税	個人所得税	相続税
退職金	損金算入	分離課税 * 1 退職所得控除額 * 2 1/2 課税 * 3	-
死亡退職金	損金算入	-	みなし相続財産 非課税限度額 * 4
弔慰金	損金算入	-	通常は対象外 対象外限度額 * 5

- \* 1. 給与・事業等の所得とは分けて課税されます（22.08号参照）
- \* 2. 勤続年数 20 年以下は「40 万円×勤続年数」、20 年超は「800 万円 + 70 万円×（勤続年数 - 20 年）」が退職金額から控除されます。
- \* 3. 課税対象額は「（退職金額 - 退職所得控除額）× 1/2」となります。
- \* 4. 非課税限度額は「500 万円×法定相続人の数」となります。
- \* 5. 業務上の死亡の場合は普通給与の 3 年分相当額、業務以外の死亡は普通給与の半年分が課税対象外となります。

取締役・監査役・理事・監事などの役員退職金のポイントは以下の通りとなります。

役員退職慰労金規程	退職金額は、「退職時の役員報酬×在任年数×功績倍率+ 功労加算」などにより算定されますが、あらかじめ規程を制定することが望まれます。
分掌変更	非常勤役員や監査役などに分掌変更した場合の退職金は、実質的に退職したと同様の事情にあるものは退職金として取扱われます。この場合も、あらかじめ役員退職慰労金規程の制定が望まれます。
勤続 5 年以下	平成 25 年分以後は、上記 * 3 の 1/2 課税を受けることができません。
損金算入時期	株主総会の決議等によって退職金の額が具体的に確定した日の属する事業年度、または実際に支払った事業年度の損金となります。

平成 25 年 1 月以降に支払う給与・報酬等から、源泉所得税の金額が変更されています。

## 税務カレンダー

	内容	備考
5 月	自動車税の納付	
6 月	個人住民税納付（第 1 期）	

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。  
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。  
 源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。  
 住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。